

2025年度第1回 豊岡市空家等対策協議会 議事録（要約版）

と き：2025年8月6日（水）午前10時～午前11時55分

ところ：豊岡市役所2階 大会議室

出席者：別紙出席表のとおり

傍聴者：5名

1 開 会

2 委員の任命

3 あいさつ

○市長： 2017年5月に当協議会を設置し、4期目を迎えている。県立大学教授の安枝英俊様、伊原岳人様、野崎奈央子様、米田英昭様、大江美鈴様、鈴木健工様、この6名の皆様には、引き続き就任いただいた。また、森田公男様、高岡正博様、木戸政視様には、今回、新たにご就任いただいた。この協議会は、空家等の対策計画の策定、そして特定空家に対する措置など、重要な事項について、皆様に協議していただき、学識経験者として、また市民の現場の目線として、それぞれの立場で、忌憚のないまた積極的なご発言ご意見を賜ればと思う。

全国の空き家率は13.8%で、豊岡市はそれよりも高い19.2%、5軒に1軒が空き家というそんな状況になっている。空き家の数は、更に加速度的に増えていく大きな危機感を持ち得ている状況である。空き家というのは放置すれば危険な状態になり、衛生面や景観面、防災面、様々な面で、我々の生活の質の低下、生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。2017年度に最初に空家の対策計画をご審議いただき、2022年度に計画の改定を審議いただいた。

まず優先的に取り組まなければならないのは、危険な空き家の対応である。放置すれば倒壊など危険な状況となる特定空家は、これまでに市内で24件認定している。内22件については、補助金などの活用で除却が進められている。ただ相続や資金の問題などで対応が難しいというケースもある。安全安心を確保するためにも、難しい課題ではあるが、しっかり対応を進めていきたい。また、空き家を活用していく取組みも行っている。市のネット上のポータルサイト、移住ポータルサイトで空き家の情報を掲載し、不動産業者を通して売買や賃貸で活用する取組みを進めている。また、移住者には、空き家を改修する費用についても補助制度がある。これらの取組みを通して、空き家の有効活用や、危険な空き家が解消となるようにしっかり進めていきたい。

但東地域の方では、盆やお正月に帰省するような情報があれば、チラシを持って行って先に手立てをしないと困ることになるということを相続人、その関係者に事前に情報が周知するようなことをやっている。発生後の対策もそうだが、発生を事前に防止するというのも今後、両建てでやることが加速化に対する有効な手段だと思う。

活発なご意見により、危険な空き家の解消や空き家の活用、また、空き家の発生の抑止につながって、豊岡が安心安全な街になっていくように、皆様のご指導、ご意見をお願いしたい。

4 自己紹介

5 会長・副会長の選任

会長に兵庫県立大学の安枝英俊氏、副会長に豊岡市区長連合会会長の米田英昭氏を選出。

6 議 事

(1) 報告事項

ア 豊岡市危険空家除却支援事業補助金の申請状況について【資料5】

- 事務局： 補助制度の概要を説明。2024年度から5年間の予定で実施。危険な空き家の取り壊しにかかる費用に対して、6分の1、最大33万3000円を補助。要件として、主に居住の用に使用されていた空き家が対象、危険空家判定基準が75点以上且つ周辺に危険が及ぶ可能性があるもの。各年度10件分の予算を計上。2025年3月31日時点で申し出が17件。事前審査の結果、補助対象に該当したものが13件、非該当が4件。補助金交付申請等状況は、10件の交付決定、8件が補助金を利用し、除却を行った。今年度の状況は、事前審査申出等の状況は、7月31日時点で申し出が18件あり、事前審査の結果、補助対象に該当したものが10件、非該当が8件。該当しなかった8件のうち7件は、空き家から隣接地までの距離などを基に判定する周辺危険度判定基準を満たしていたが、空き家の不良度を見る基準による評価、危険空家判定基準が75点未満であった。もう1件は空き家としての要件を満たしていなかった。補助金交付申請等状況は、事前審査で補助対象に該当した全件については、補助金交付申請が提出され、1件は除却が完了しており、書類の提出なども完了。他の1件が除却を終了しているが、書類が提出されていないため未完了。
- 委員A： 2024年度の申請状況で、交付申請10件のうち除却しなかったものがあるが、その理由は。
- 事務局： 2件あり、1件が、補助金の書類を揃えられない理由で契約に少し問題があった案件と、もう1件が、空き家と土地を業者がそのまま引き取ったもので、除却されていない。
- 副会長： 2024年度2025年度予算措置の10件は、どういうものか。年度によって数が違うのか、それとも毎年度10件なのか。
- 事務局： この制度は昨年度設けたもので、5年間限定で、いつまでも続けるということではなく、一応5年間経ったところで仕切り直すという考え方でやっている。1年間に10件、5年間継続するスタンスをとっている。
- 副会長： 24年度も25年度も10件をオーバーしている。申請が50件あろうと、10件までしか対象にならないということなのか確認したい。
- 事務局： そういう考えでやっている。取り壊しは個人でやるものだという前提があって、そこに多少でもインセンティブをかけることができないかということで設けている制度なので、いくらでもという考えではない。
- 会長： 非該当のものは、事務局が現地調査をされ、それほど緊急度が高くないと判断したものだと思うが、非該当の物件は、補助金なしで解体、除却をしているのか、状況が分かれば、教えていただきたい。
- 事務局： 壊されているものもあり、そのまま売り出されているものもある。
- 会長： 申請者は、非該当になったら、そこで何もしないのではなく、売却に向かっていくか、或いは除却するというように前進していると解釈したらよいか。
- 事務局： はい。そうなります。

- 会 長： この補助金の制度の市民への周知方法は、どういう媒体で、市民新聞みたいなものか、或いは別の方法を使っているのかを教えてください。
- 事務局： 市広報とホームページに掲載している。
- 事務局： あと解体業者からの情報提供による場合もある。
- 会 長： 最初にこちらに申し込んでくるよりも、解体の相談をした業者から使わないかと勧めることもある、ということか。
- 事務局： 今そういうケースもたくさんある。

イ 管理不全空家等の認定状況等について【資料6】

- 事務局： 管理不全空家等について、改めて簡単に説明をする。空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法で、建物だけでなくその敷地や塀とか庭木、こういったものを含むものとなっている。なお、この会議では、わかりやすさを優先して、単に空家と言っている。次に、特定空家は、そのまま放置すれば、保安上危険となる恐れがある状態など、放置することが不適切な状態にある。と認められる空き家をいう。管理不全空家は、そのまま放置すれば、特定空家になる恐れのある状態、特定空家の手前にある状態にある空き家をいう。この管理不全空家という考え方は、空き家が特定空家になる前に対応する必要があるということ、2023年12月の法律改正で設けられた定義である。これを受けて、豊岡市ではどのような考え方でこの管理不全空家を認定するかということ、この協議会でもご意見をいただいた。委員に配布している豊岡市空家等対策計画の46から48ページに記載している。

またこの空家等対策計画自体は市のホームページにも掲載している。この考え方に基づいて、昨年度から管理不全空家への対応を進めている。

(3ページ 定期調査で選定した候補の認定状況等)

豊岡市では、これまでに市内全地区へのアンケートや個別の相談などで把握した空き家を、年に1回、定期的に調査している。昨年度は、調査した255戸の空き家から9戸を管理不全空家の候補に選んで、適正管理依頼を送付したということ、前回の協議会で報告した。この表はそれらの経過報告である。表のうち、オレンジ色の③⑤⑦、この3戸を管理不全空家に認定した。適正管理依頼を行ったが、現在に至るまで改善がない。また、改善に向けた意思や行動が見られない、確認できないということで判断をした。③は、適正管理依頼を受けて連絡があり、その時は専門家などに相談してみるとのことだったが、現在も改善は見られず、現時点では連絡が取れない状態であり、改善に向けて動いているのかわからない状態である。⑤は、管理依頼に対する反応がなく、現状の改善も見られないという状態である。⑦は、適正管理依頼を受けて相手から連絡があり、その時は専門家に相談してみるなどの回答だったが、現状の改善が見られず、進捗状況を尋ねたが、実際に何もしていないということで改善に向けての意思が今のところ感じられないという状態である。残りの6戸は管理不全空家には認定していない。そのうち、緑色の①②④は、取り壊しを実施して危険が解消した、また取り壊しに向けた動きが見られ、危険の解消が見込まれるものである。黄色の⑥⑨は、改善に向けた意思や動きがある程度認められるもので、認定を見送っている。ただし現状が改善されたというわけではないので、この状態がずるずる続くようであれば、今後また改めて管理不全空家に認定する可能性があると考えている。色を塗っていない⑧は、相続人調査を継続している。

(4 ページ 管理不全空家等の認定状況等)

先ほどは市が選んだものだが、こちらは地区からの相談などで対応した結果に基づいて管理不全空家に認定したもの。この報告時点で認定したのは、この1件である。この空き家は、住宅街にあり、すでに瓦などが隣地に落下している状態で、地元からの相談を受け、4月の中旬に適正管理依頼を送付した。対応を検討しているということで回答はあるが、現在の具体的な方法やスケジュールは未定という状態であるので、管理不全空家に認定したもの。3ページと4ページ合わせて、4戸が、豊岡市で初めて管理不全空家等に認定した空き家である。これらに対しては、管理不全空家の認定通知、兼指導書を送り、改めて早期対応を促したところである。今後の経過を観察し、文書等で繰り返し改善を促していきたい。

- 会 長**： 空家対策計画の冊子の48ページに「悪影響の程度と危険等の切迫性」による認定の目安が記載されている。昨年度、空家対策協議会の中で管理不全空家の認定の目安を議論したと思うが、今回255件の空き家の現場を調査して、管理不全空家等と黄色く塗られてるところに該当するものが9件なのか、実際にこの黄色に塗られているところのものがもっとも多く、その中でより切迫しているものとして9件をピックアップしたのか、教えていただきたい。
- 事務局**： 今回、管理不全空家候補、表の黄色いところに該当するものはこの9件とした。ただ、今後の状態の変化であるとか、どこからこの黄色と見るかというところで、意見はあると思う。候補に挙げてないものの中にも建物の状態としては対象になり得るものがあると思っているが、定期調査等で引き続き調査をしつつ、適切に対応していきたいと考えている。
- 委員B**： 管理不全空家等の認定後、どう処理するのか聞かせていただきたい。
- 事務局**： 空家等対策計画の49ページが、簡単なフローチャートになる。先ほどの資料の2ページの表で、この管理不全空家に関しては法で定めてある所有者に対して取れる措置が、指導と勧告となる。管理不全空家で勧告を受けた場合、その建物の敷地に、もし固定資産税の住宅用地の特例の軽減措置が適用されていたら、その適用が外れるという効果がある。この効果は市街地と村部で、効果の差はあると思うが、1つはこの点を説明し早期の対応を求めていく。また、状況が悪化したとなると今度は次に上の特定空家への認定を検討していき、引き続き対応を促す。特定空家に認定すると今度は、勧告、命令であるとか、最終的には代執行の話も出てくる。
- 委員B**： 最近できた法律の中で、管理不全土地建物管理人という制度ができて、管理人を置く、申し立てができる人の中に行政も入っているが、行政が管理人を置いて危険を除去するというところまではしないという認識で良いか。
- 事務局**： しないと断言するものではない。やはりケースバイケースで、危険が迫っている状態であれば検討することになるが、費用や費用の回収を考えると、私有財産の処分でもあり、あまり気軽に踏み出せる手段ではないと考えている。
- 委員C**： 昨年民法が改正され、相続人全員が相続放棄した場合、一切その不動産に関して管理する必要がないと認識しているが、田舎に建物を持たれる都会の人がおり、もう一切管理できないので、相続人全員で相続放棄した場合に、その建物の扱いはどうなるのか。法改正の観点からも、弁護士の先生と司法書士の先生に聞きたい。
- 事務局**： 改正後民法では、相続放棄をした時点で現に占有していない場合であれば、免れ

らと思っている。もしそういう状態であれば、行政として、やりなさいと面と向かっては言えないので、最終的には略式代執行などを危険度の状況を見ながら検討する必要が出てくるとは考えている。

- 委員A： 改正になる前も管理責任はあったが、行政の連絡とかに対応しない人は結局ないので、法律が変わったからといって、今は実務上、何かすごい不備が出ているという感じではない。
- 委員B： 相続放棄時点で占有していたら、相続放棄しても一定の管理責任を負うことにはなる。占有していない状態であれば責任がかからない。以前は最後に相続放棄した者が一応管理責任を負うとなっていたが、それがもうなくなった。
- 委員C： この間も同様の件で手続きがお手上げになった件があり、どこにも、いく当てがない。そういう案件が増えてくるのでは、と危惧している。
- 副会長： 管理不全空家制度ができた2023年時も空家対策委員だったが、もう1回確認させて欲しい。この管理不全空家は、特定空家寸前の家ということですね。特定空家と管理不全空家の境目が点数、或いはレベル1か2で、或いは100から150という、数値で判断されるのか。仮に管理不全空家制度がなかったとしても、特定空家に認定するまでに、建築住宅課の職員がいろんな連絡しているわけですよ。最終的には特定空家になるのだが、その中間に管理不全空家制度ができたが、管理不全空家に認定することのメリットを再度教えて欲しい。
- 事務局： この管理不全空家は、この前の法改正で新しくできた。できた理由は、特定空家の対応はもう最終段階であり、空き家が増加していく中、もっと早い段階で対応する必要があるということが、国で認識を持たれた。危険空家に対して早い段階で対応する、特定空家になるまでに対応していくために、その手前の管理不全空家に認定して、指導をしていく。どの程度の効果があるかは未知数の部分もあるが、指導を行う行政が管理不全空家に認定したことで、所有者にとっては一定のプレッシャーがかかる。その次には特定空家、代執行に繋がるということがあるので、手続きが1つ増えたが、効果はそれなりにあると考える。
- 委員A： 依頼文への反応が、連絡ありか連絡なしで、届いているというケースが多いが、相続放棄のケースはなかったのか。
- 事務局： 今回送った9件にはなかった。⑧は、やっと相続人が確認できたが、10何人と全国幅広くいるので、送達を受けて放棄する方が出るかもしれない。
- 委員A： 相続放棄の場合は、次は相続財産清算人しかないということなのか。
- 事務局： 全員相続放棄になったら、行政の対応は、最終的に取り壊しが必要なほど危険な状態の場合には、略式代執行という手続きを取る、或いは相続財産管理人の手続きかどちらかを選ぶことになる。相続財産管理人の場合は費用が必要になるので、それを回収できる見込みが立つような場合に選ぶことになる。村部の場合で、土地の売却が見込めないようなところについては、略式代執行を行うことになる。
- 委員A： 実務的な感覚では最近すごく相続放棄が増えているが、危険な空き家の相続放棄の事例はあまり多くないという理解でよいか。
- 事務局： 特定空家になり、行政から文書が届くことで、相続放棄をする人はある。
- 委員C： 相続放棄の有無について、個人情報関係で裁判所に確認できない。県土木の職員が、事業主体という立場で確認できた。豊岡市も裁判所にあらかじめ、確認しているのか。

もししていないのなら、した方がいいのでは。

○**事務局**： 空き家の所有者調査について、空家等の対策の推進に関する特別措置法で、所有者の確認に限り利用できると定められている。例えば、税務課などで相続人に関する調査を実施している。裁判所に対して相続放棄の申述が出ているかどうかは確認できるので、必要に応じて行っている。

○**会長**： この9件の所有者は、通知が届いた時に自分が所有者である空き家の状態を聞いて驚かれるのか、或いは大体わかっていたという感じなのか。①②④の様に取り壊しまで行けた3割は、その成果だと思うが、これは相続登記もできているということが大前提。残りのものは、相続放棄ができていないということなのか。

○**事務局**： 今回送った9件に関しては、前から気になっていたとか、わかっているというものが多かった。相続関係の問題で言うと、今回は幸い相続人に対して送るというものは、半分以上で、登記ができていない人が所有者ということであった。ただ、取り壊しに向かっている人たちも相続登記をちゃんとするのは、結構大変である。二代前三代前というもの、この中でも数件ある。

○**会長**： その数件が黄色のものと白色のものということか。

○**事務局**： そうですね。

○**会長**： わかりました。管理不全空家に認定をすることにより、3割程度の物が全部除却に動いたことは、一定のわかりやすい成果である。県内の市町とも認定をすることには意味があるということ共有する題材とすることができる。

ウ 空き家利活用の取組みについて（地域づくり課）【資料7】

○**地域づくり課**： 移住定住の文脈から空き家の利活用をすることによって、地域資源の再生、移住者の住まいの確保ということに取り組んでいる。移住定住・若者系では、移住希望者向けのポータルサイト飛んでるローカル豊岡という、サイトを運営している。

右側トップページの写真では、移住希望者が欲しいと思っている情報を4本柱でまとめて情報を掲載している。まず1つ目が市民ライターによるリアルな暮らしの情報の記事、2つ目は空き家の情報、3つ目は仕事の情報、4つ目が教育の情報、こちらを移住定住の4本柱として整理して届けている。サイトのページビュー数は、月平均で大体5万ページビューである。自治体の移住定住のサイトの中では比較的多い。その中で一番多く見られてるところは、空き家の物件情報であり、大体7、8割がこのサイトである。

（2ページ 但馬の宅建業協会と協定締結「まとめサイト」として掲載）

移住定住ポータルサイト 飛んでるローカルの掲載情報

但馬の宅建業協会と協定を締結し、協力不動産業者30社弱が持っている物件情報を掲載。

（3ページ 物件所在地の地域の記事へ誘導などの工夫）

移住定住ポータルサイト 飛んでるローカルの工夫

物件詳細ページにおすすめ記事として暮らしの情報を紹介。その地域の記事を掲載。

（4ページ 物件掲載数）

現時点での物件掲載数は231件。

住みたい田舎ベストランキング（田舎暮らしの本 宝島社）において、2025年は自治体の登録物件件数では豊岡市が1位。

物件の登録総数は、839件、成約数の合計は413件。

空き家の所有者も、数字を見て掲載を検討をすることもある。

移住者も、いい物件に出会える確率が高くなる。

(5 ページ エリア別物件成約数、エリア別移住者数)

2016年からのエリア別の物件成約数と移住者数の割合をグラフにしたもの。

城崎地域は、移住者に人気が高いエリアではあるが、物件数が少ないため、結果的に、移住者数も一番低い。一方但東地域は、人口割合からすると健闘している。

空き家の登録数を増やし裾野を広げていくことが、移住定住にとって大事なこと。

(6 ページ サポート制度 (補助金など))

地域づくり課では、移住検討者の段階に応じたサポート制度を用意。

情報収集の段階では、内容の充実、オンライン相談、土日対応できる相談窓口を開設。

下見の際には宿泊費の補助。

移住する際には若年世帯や子育て世帯に限り、引っ越しの補助。

住宅改修の補助。

(7 ページ 空き家の改修に係る支援)

空き家の改修費の補助。

補助制度の内容：サイトに掲載の住宅を移住者が購入または賃貸する場合、改修費の3分の2以内、上限100万円の補助。

(8 ページ 空き家所有者向けの支援)

空き家の清掃費用の補助。

所有者が行う片付け費用に対する補助金。

対象費用の10分の10以内、限度額10万円

(9 ページ 市営住宅の空き室利用)

市営住宅の空き室を移住者枠として、貸し出している。

全29戸のうち17戸入居中、9戸修繕中

(10 ページ 空き家の情報発信)

空き家の情報発信については、スマウトという移住したい人と自治体をつなぐプラットフォームを利用している。今はまだ3件分の掲載だが、今後、少しずつ増やしていきたい。

(11~12 ページ 地域の取組み 但東町資母地区 資母まちづくり協議会)

地域の空家対策として、但東町の資母地区の取組みを紹介。

14年前ぐらいから、資母地区の区長会が、連携しながら、独居世帯とか、空き家、廃墟を調査し、色分けしたマップを作成し、空き家の掘り起こしを行っている。

廃墟を作らない地域を目指し、入居区の条件、あと行事の情報を整理し、持ち主の情報を地区で管理して、3ヶ月に1回、資母地区出身者などに便りを送付。

空き家になる前に、いかに地域と持ち主、その家族が繋がっていくか、いわゆる空き家予備軍という層に対して、しっかり将来のことを考えてもらうことが大切だとおっしゃっている。資母地区のように、地域側から、家族へ便りを送付してもらって繋がってもらおうというのは、非常に有効な、空き家の対策ではないかなというふうに思っている。

○委員D： 飛んでるローカルに掲載の空き家の登録件数は多いし、成約数が高い理由として、

かなり老朽化した危険な物件は少なく、比較的流通性が高く、市場性のあるものが掲載されているのか。

- 地域づくり課**： 掲載の判断は不動産業者が行っている。不動産業者で売却できるだろうと判断したものが掲載に至っていることが多い。
- 委員D**： 事業者の住宅に対する投資額の予算的なものはいくらくらいか。平均的に成約価格、リフォームする必要があるので、500万円前後ぐらいで、リフォーム込みで1000万ぐらいになるか。
- 地域づくり課**： 物件によって異なるが、500万以内で購入されてることが多い。
- 会長**： スマウトというサイトで、紹介する場合の基準はあるのか。
- 地域づくり課**： 協力が得られる不動産業者に、個別に電話をして、了解を得るところから始まる。所有者の理解も必ず必要。
- 会長**： わかりました。だからこれまでは移住者の移住体験用の物件が中心だったものが、成約前の物件を掲載するようになった。
- 地域づくり課**： はい、そうです。
- 会長**： 市営住宅をお試し住宅として活用するということだが、2年間ぐらい経過しないと、豊岡市内の空き家に定住することに結びつかないのか。実際に使用した者のうち、半分ぐらい豊岡に定住するのか、もしくは、もう少し少ないのか。
- 地域づくり課**： 一つ目の質問の2年間のお試し居住については、一旦お試し住宅に、2年住み、最初の1年で、空き家を見つける期間、そして見つかった空き家で成約後、改修工事を行う期間が必要だということで、2年間と設定している。二つ目のお試し住宅を使用した場合の定住する割合は、大体6割ぐらい。
- 会長**： わかりました。2年間と設定しているのは、物件を契約してから自分でDIY工事しながら、そこから通うことができるからか。
- 地域づくり課**： そうですね。住宅改修の補助金も利用できるが、移住後3年までという制約があるため、その間に、決めていただくという内容で案内している。
- 会長**： そういった期間設定は、他の自治体を参考にしたのか、市独自の考えなのか。
- 地域づくり課**： 制度を創設した当初のことは不明だが、もうこの仕組みが一番はまってると思っているので、特に変更する予定はない。
- 会長**： 資母のまちづくりの協議会の物件も大変先進的な取り組みである。朝来市の空き家バンクについても、自治協議会の話を知ると、成約前は必ず自治協議会の関係者と面談をして地域ルールを知って理解をした上で成約するというようにしている。地元からは、空き家バンクの物件は事前に、バンクの仕組みも好評で、地域としてもバンクに登録しようという流れにつながる。

(2) 報告事項（個人情報を含むもの）

ア 特定空家等の対応状況について【資料8】

- 事務局**： 特定空家の対応状況についてと、次の協議事項の特定空家等候補については、どちらも個人情報を含む内容となっているため、豊岡市空家等対策協議会運営要領第4条に基づき、会議の非公開をお諮りいただきたい。

- 会 長**： 個人情報を取り扱う場合などは、出席委員の3分の2以上の賛成があれば、会議を非公開とすることができる。質問・意見があれば。

(異議なし、傍聴者退場)

※協議内容の詳細（以下を除く）および資料については、特定の個人を識別されるおそれがあるため、委員以外には非公開とする。

- 事務局**： (特定空家等の対応状況2件について説明)
- 委員C**： 家1件の解体費用は。解体費用に対する国、県の補助とかはあるのか。解体費用を融資する制度はあるのか。
- 事務局**： 解体費用については、業者によってばらつきがある。市の33万円の補助金を使った解体の場合、平均で坪5万円から6万円ぐらい。特定空家を解体する場合は、上限133万円の補助制度がある。融資については、銀行等には取り壊しの融資制度があると思うが。年齢制限があり、難しい面もある。

(3) 協議事項

ア 特定空家等候補について【資料9】

- 事務局**： (特定空家候補1件目について説明)
- 会 長**： 説明のあった特定空家候補について、協議会として、特定空家に該当するかどうかの意見集約をしたい。質問、意見等があれば、お願いしたい。
- 委員D**： 周辺的生活環境への影響の分で見響小ということだが、地元の日役等で伸びてきた木を切った結果であって、そのまま放置していたら当然道路への影響もあり、影響大でいいのかなど。
- 事務局**： そうですね。地区で定期的に伐採している状態なので、影響大でもいいのかなど。
- 会 長**： 一旦この評価で議論したい。意見なし。

ここで意見集約させていただく。この空き家を特定空家に該当するという点について、異議等のある方は。

(特定空家候補1件目を特定空家と認定することについて異議なし)

- 会 長**： では、この空き家は特定空家に該当するという点で、協議会として集約させていただく。今後の特定空家等の認定手続きにつきましては、市の方にお任せをする。
- 事務局**： (特定空家候補2件目について説明)
- 会 長**： 説明のあった特定空家候補について、協議会として、特定空家に該当するかどうかの意見集約をしたい。質問、意見等があれば、お願いしたい。
- 委員A**： この物件は、適正管理依頼状況は依頼なしになっているのは、何か理由があるのか。
- 事務局**： これから交渉を進めていくことになる。地区の方からの要望があり、早めに対応を進めている。資金面で非常に厳しいので、資金面を少しバックアップする意味で133万円の補助金が使えたらということ、交渉材料にしたいということで今回上げている。
- 委員A**： 所有者はわかっているのか。
- 事務局**： はい。所有者はわかっている。具体的には、地区の方でも、所有者の子に交渉されており、地区と協同しながら進めていきたい。

○委員A： ありがとうございます。

○会 長： 他に質疑・意見等なし。

ここで意見集約させていただく。この空き家を特定空家に該当するという点について、異議等のある方は。

(特定空家候補 2 件目を特定空家と認定することについて異議なし)

○会 長： では、この空き家は特定空家に該当するという点で、協議会として集約させていただく。今後の特定空家等の認定手続きにつきましては、市の方にお任せをする。

8 閉 会

豊岡市空家等対策協議会委員名簿

(敬称略、順不同)

区 分	役職等	氏 名	所属等	出欠
学識経験者	兵庫県立大学教授	やすえだ ひでとし 安枝 英俊	兵庫県立大学 環境人間学部	出席
	不動産鑑定士	いはら がくと 伊原 岳人	伊原鑑定総合事務所	出席
	土地家屋調査士	もりた きみお 森田 公男	兵庫県土地家屋調査 士会但馬支部	出席
	弁護士	のぎき なおこ 野崎 奈央子	弁護士法人 生駒法律事務所	出席
	司法書士	たかおか まさひろ 高岡 正博	兵庫県司法書士会 但馬支部	出席
市民	豊岡市区長連合会 会長	よねだ ひであき 米田 英昭	豊岡市区長連合会	出席
	民生委員児童委員	おおえ みすず 大江 美鈴	豊岡市民生委員児童 委員連合会	出席
関係行政 機関の職員	豊岡土木事務所 まちづくり参事	きど まさし 木戸 政視	但馬県民局 豊岡土木事務所	出席
	豊岡警察署 生活安全課長	すずき たけのり 鈴木 健工	豊岡警察署	出席

任期 2025年5月26日～2027年5月25日